

木材産業の現場の作業安全のための規範（個別規範）に関する意見について

木材産業分野のみにいただいたご意見

該当箇所	該当ページ	資料種類	ご意見	対応の考え方	委員
○共通					
① 全般	-		林業・木材産業に関する規範はともに大変素晴らしい。内容について特段の意見なし。 問題は、せっかくできた規範をどのように企業や関係団体に遵守させるかである。遵守させるためには、どのようにしていくのか。また、もしも遵守できていない場合の指導や罰則をどのようにすべきか。また、コストのかかる安全対策もあると思われるため、どのような方法の支援ができるかも検討が必要。	当該規範については、団体や都道府県等を通じて、しっかりと周知する予定です。その上で、事業者等に自主的な安全対策の実施状況の再点検に活用いただくとともに、国の補助事業においても、チェックシートの記入・提出を要件化することで、規範の遵守を促進することを検討しています。 なお、令和2年度からは、木材加工流通施設の整備に対する補助事業において、死亡災害の発生状況を事業の採択に反映する仕組みを導入しているところです。さらに令和3年度予算において、安全で快適な労働環境づくりに資する施設の導入に対しての支援を盛り込んでいる所ではありますが、その他どのような支援ができるかを引き続き検討してまいります。	砂田委員
② 全般	-		事業主目録で作成されており、内容についても分かりやすく、特段の意見はない。	-	森田委員
③ 全般	p.1	解説書（共通）	規範の位置づけを明確にすべきではないか。具体には、規範は「誰が（農林水産省が）定め、誰に（個別事業者等に）、何を（規範に基づく取組）求めるのか」といったことを記載すべき。	個別規範の位置づけやその対象等について、解説書の「はじめに」に明記します。 <反映案> （事業者向け） 「個別規範」は、農林水産省に設置された「農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議」の議論を経て、林野庁において定めたもので、木材産業の事業者や事業者団体が、作業安全対策の推進のために取り組むべき事項を示したものです。 （事業者団体向け） 「個別規範」は、農林水産省に設置された「農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議」の議論を経て、林野庁において定めたもので、木材産業の事業者や事業者団体が、作業安全対策の推進のために取り組むべき事項を示したものです。	飛山委員
○個別事業者向け					
④ 全般	p.2,3-11 p.14,15,17,18,23	解説書（事業者向け）	引用法令等について、再度確認すべき。誤解を与える記載が見られる。	再確認の上、修正します。	飛山委員
⑤ はじめに	p.1,8	解説書（事業者向け）	規範、解説書ともに、法令遵守を基本に作成され、安全ガイドライン等での推奨事項は必ずしも網羅的に反映していないと感じるが、「はじめに」の中で、法令遵守はもとより、ガイドライン等通知レベルの推奨事項にも取り組むことが望ましい旨を表明してはどうか。	■ 「はじめに」の中で、労働安全衛生法令に加えて「ガイドライン」を記載します。 <反映案> 個別規範の各取組は、事業者の事業内容や規模等により、労働安全衛生法令やガイドライン等（以下「法令等」という。）において既に義務等とされていたり、他の既存の制度等と内容が重複するものもあります。 ■ 1-2-1「関係法令を遵守する」の参考「主な関係法令等」に、「丸のこ盤の構造、使用等に関する安全上のガイドライン」、「帯のこ盤及び自動送材車の構造、使用等に関する安全上のガイドライン」を追記します。	川端委員
⑥ 1-1-1	p.2,21	解説書（事業者向け）	目標として無事故日数のように作業者に報告していく環境を作るような目標は立てないことを例記するとよいと思う。	■ 「目標の設定」について、「無事故日数」等の目標ではなく、それに向けた「具体的な取組の目標」とするよう解説書の「取組の必要性」と「具体的な取組内容等」の記載を修正します。 <反映案> 【取組の必要性】 また、作業事故防止のためには、具体的な対策に取り組む必要があります。そのため、作業事故防止に向けた具体的な取組の目標を設定し、従事者が常にそれを意識して行動できるようにすることが重要です。 【具体的な取組内容等】 また、「当該年度において作業安全に関する点検等を行う回数」、「当該年度における作業安全に関する研修等の開催回数」など、作業事故防止に向けた具体的な取組の目標を設定し、従事者全員に周知しましょう。 ■ 指摘の趣旨を踏まえ、1-5-1「ヒヤリ・ハット」の「具体的な取組内容等」に追記します。 <反映案> 事業場内で発生した軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例について、事業場の実情に適した方法で把握する仕組みを作りましょう。 ヒヤリ・ハット事例を報告しやすい環境を作ることも重要です。 また、把握した事例については、原因を分析し、再発防止策を講じましょう。	上村委員

該当箇所	該当ページ	資料種類	ご意見	対応の考え方	委員
⑦ 1-1-2	p.3	解説書（事業者向け）	（参考）の中の「[木材・木製品製造業（家具を除く）の場合]」を「[木材・木製品製造業の場合]」とする。 【理由】この個別規範の対象から、家具製造を除外する理由はないのではないかと。なお、木材・木製品製造業と家具・装備品製造業の法令の適用は同じである。	ご指摘を踏まえ「家具を除く」を削除します。	種野委員
⑧ 1-1-2	p.3,4	解説書（事業者向け）	（参考）管理者等の要件と業務について、法令を内容について誤解を与えないようなまともな方にしてください。例えば、安全管理者の資格要件として、例示が代表的なものとなっているか等検討していただきたい。	安全管理者の資格要件の例示として、「7年以上産業安全の実務に従事した経験を持ち、厚生労働大臣が定める研修（安全管理者選任時研修）を修了した者」を追記します。	飛山
⑨ 1-1-2	p.3	解説書（事業者向け）	【作業主任者】の表に、「・プレス機械作業主任者 ・有機溶剤作業主任者 ・特定化学物質作業主任者」を追加する。 【理由】木材・木製品製造の業務に必要な作業指揮者であるため。	ご指摘を踏まえ、追記します。「作業主任者の選任が必要な主な作業」の表であるため、「主任者」ではなく、「作業内容」として追記します。	種野委員
⑩ 1-1-3	p.5	解説書（事業者向け）	「また、国、都道府県、林業・木材製造業労働災害防止協会等が…セミナーに」を「また、国、都道府県、林業・木材製造業労働災害防止協会等が…セミナーや講習会に」とする。 【理由】林災防の技能講習等の一部の講習会は受講資格が必要ですが、特別教育や通達に基づく安全衛生教育は受講できるので、それを示すため。	ご指摘を踏まえ「講習会」を追記します。	種野委員
⑪ 1-1-3	p.5	解説書（事業者向け）	作業そのものについての研修を受けることも安全の向上に重要なので、明記すべき。例えば、またの一文のあとに、「なお、作業そのものの習熟化や効率化を図るための研修を受けることも、結果的に安全の向上に繋がりますので、技術向上に向けた研修も適宜実施しましょう」を追記したらどうか。	ご指摘を踏まえ「具体的な取組内容等」に以下を追記します。 <反映案> なお、作業そのものの習熟化や効率化を図るための研修を受けることも、結果的に安全の向上に繋がりますので、技術向上に向けた研修も適宜実施しましょう。	吉田委員
⑫ 1-1-3	p.5	解説書（事業者向け）	「…特別の教育を行う義務があります（労働安全衛生法第59条第3項）。」の次に、特別教育を四角で囲んで例示する（安衛則第36条第1号：研削といしの取り替え等の業務、安衛則第36条第2号：動力プレス及びシャワーの安全装置等の取付又は調整の業務、安衛則第36条の第5号：最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転の業務、等）	ご指摘を踏まえ「特別教育が必要な主な業務」に以下を追記します。 <反映案> ・研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務 ・動力プレスの金型、シャワーの刃部又はプレス機械若しくはシャワーの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務 ・最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転の業務 ・チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務等	種野委員
⑬ 1-1-4	p.6	解説書（事業者向け）	「具体的な取組内容等」を正確に記載していただきたい。本文ではチェーンソー作業（のすべて）が技能講習や免許の対象であるかのように読み取れる。労働安全法令に即して誤解のないよう記載していただきたい。労安則では特別教育は資格として位置づけられていないのではないかと。	ご指摘を踏まえ「具体的な取組内容等」を修正します。 <反映案> 法令で技能講習が必要とされている木材加工用機械作業やフォークリフト（1トン以上）の運転、特別教育が必要とされているチェーンソー作業などを有資格者・受講者以外の者が行うことは禁止されています。	飛山委員
⑭ 1-1-4	p.6	解説書（事業者向け）	①【就業規則】を【就業制限】にする。【理由】法令上の用語の誤り。 ②「チェーンソー取扱い業務」を削除する。【理由】法令の適用の誤り。	ご指摘を踏まえ修正します。	種野委員
⑮ 1-1-5	p.7	作業安全規範（個別規範）	作業計画、ハザードの共有を周知徹底する必要がある。	ご指摘は個別規範でいただいている所ですが、ご指摘の趣旨を踏まえ、解説部分の「具体的な取組内容等」に追記します。 <反映案> 朝礼やミーティング等を活用し、作業内容やスケジュールとともに、安全意識を周知・徹底しましょう。その際、繁忙期や季節特性、作業事故の発生傾向や現場の危険箇所の状況等を踏まえ、具体的な注意喚起を行いましょ。	上村委員
⑯ 1-2-2	P.8	解説書（事業者向け）	【具体的な取組内容等】を以下のとおり修正する。①「取扱説明書等の確認や」を「法令・ガイドライン、取扱説明書等の確認や」に修正する。②第3段落として、次を追加する。「また、木材加工用機械については、厚生労働省から丸のこ盤ガイドライン等が出ていますので参考にしましょう。」を追加する。 【理由：法令、ガイドライン上の安全措置を遵守する必要性を明確にするため。】	ご指摘を踏まえ、「具体的な取組内容等」に追記します。 <反映案> 法令・ガイドライン、取扱説明書等の確認やメーカー等からの指導等により木材加工用機械や資機材等（薬剤を含む）の適正な使用方法や禁止事項を確認・整理し、使用する可能性のある従事者全員に周知・徹底しましょう。 特に、機械等を初めて使用する時や更新する時には事故が発生しやすいので、適正な使用方法等を必ず確認し周知を徹底しましょう。 木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤等）については、厚生労働省が作成している構造、使用等に関する安全上のガイドラインがありますので参考にしましょう。	種野委員
⑰ 1-2-4	p.10	解説書（事業者向け）	①「[特定業務従事者の健康診断]」を「[特定業務従事者の健康診断・特殊健康診断]」と分けて記述するのが適当です。②最後に「（有規則第29条）」を追加する。 【理由】有機溶剤等業務従事者は、「特殊健康診断」（有規則第29条）であるため。	ご指摘を踏まえ（参考）「法令上の主な義務等」に、「特殊健康診断（有機溶剤中毒予防規則第29条第2項）」を追記します。	種野委員

該当箇所	該当ページ	資料種類	ご意見	対応の考え方	委員
⑮ 1-2-5	p.10,11, 18	作業安全規範（個別規範）	水分だけでなく塩分など必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ■ ご指摘を踏まえ「塩分」について追記します。また、解説部分の「取組の必要性」でも「塩分」を追記します。 ■ 1-4-2の「具体的な取組内容等」にも「塩分」を追記します。 	上村委員
⑰ 1-2-5	p.11	解説書（事業者向け）	「具体的な取組内容等」で、熱中症を予防するために、「空調服等を着用したり」と加えてはどうか。	<p>ご指摘を踏まえ「具体的な取組内容等」について修正します。</p> <p><反映案> 特に、夏場等の暑熱環境下での作業は、熱中症を予防するため、<u>空調服を着用したり</u>、休憩をこまめに取り、水分や塩分を摂取する等の工夫をしましょう。</p>	吉田委員
⑳ 1-2-6	p.11	作業安全規範（個別規範）	第三者等によるチェックを受けるとあるが、チェック及び指導を受けるではないか。	ご指摘を踏まえ「チェック及び指導を受ける」に修正します。	吉田委員
㉑ 1-2-6	p.11	解説書（事業者向け）	「取組の必要性」で、第三者等に事業場等の「チェックを受ける」だけではなく、「指導を受ける」ことも重要ではないか。	<p>ご指摘を踏まえ「取組の必要性」、「具体的な取組内容等」を修正します。</p> <p><取組の必要性の反映案> 作業安全対策に知見のある第三者等に事業場等のチェック及び指導を受けることは、……非常に効果的です。</p> <p><具体的な取組内容等の反映案> 安全対策に係る専門的な知見を有する第三者等によるチェック及び指導を受けましょう。</p>	吉田委員
㉒ 1-2-6	p.11	解説書（事業者向け）	「無料で……安全診断……補助事業もあります」は前段の記述と重複し、また単年度補助事業について記述するのは適切とは考えられないので、削除を検討されたい。	ご指摘を踏まえ削除します。	川端委員
㉓ 1-2-6	p.11	解説書（事業者向け）	安全管理士の記述は、下線を追加願います（「全国7地区に安全管理士が駐在し、労働災害防止団体にに基づき地区内の安全衛生に関する技術指導・教育等を行っています。」）。	ご指摘を踏まえ「労働災害防止団体にに基づき」を追記します。	樋野委員
㉔ 1-4-2	p.18	解説書（事業者向け）	「意識的な水分補給」⇒「意識してこまめな水分補給」	ご指摘を踏まえ「意識してこまめな水分や塩分補給」と修正します。	飛山委員
㉕ 1-5-1	p.21	作業安全規範（個別規範）	「ヒヤリハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。」としてどうか。	<p>ご指摘を踏まえ、「ヒヤリハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。」とします。また、解説部分の「取組の必要性」で「危険予知能力を高める」旨を追記します。</p> <p><反映案> 「ヒヤリ・ハット」とは、事故にまでは至らないものの、事故が発生する可能性が高かったと感じた事象です。ハインリッヒの法則では、「1件の重い災害の背後には、29回の軽傷（応急手当だけで済むかすり傷）、傷害のない事故が300回起きています。」と言われ、軽微な事故事例やヒヤリ・ハット事例も、危険要因を把握し、対策を講じることができる貴重な情報です。これを活用して、再発防止や未然防止に役立てるとともに、個々人の危険予知能力を高めることが重要です。</p>	上村委員
㉖ 1-5-1	P.18,21	解説書（事業者向け）	ヒヤリハット事例の活用とともに、現場段階でも取組が進められているリスクアセスメントの有効性にも言及してはどうか。	<p>1-4-4にリスクアセスメントの取組を記載していますが、リスクアセスメントの重要性が伝わるように、「リスクアセスメント」という文言を「取組の必要性」に明記します。</p> <p><反映案> 事故を防ぐためには、現場の作業環境において、どのような危害要因（危険な場所、危険なもの、危険な状態）があるか、どの程度危険なのかを把握し、可能な限り作業環境を改善・整備するとともに、注意喚起を行うなどリスクアセスメントに取り組み必要があります。</p>	川端委員
㉗ 2-3-1	p.24	解説書（事業者向け）	「他の従業者が兼務」⇒「他の従業者の代替」	ご指摘を踏まえ「代替」に修正します。	飛山委員

○事業者団体向け					
㉘ 1-6	p.2	解説書（事業者団体向け）	厚生労働省との連携についてこれまで発言してきたところ。行政機関には厚生労働省が入っているのだから明記をお願いする。	<p>ご指摘を踏まえ個別事業者向けも含め「厚生労働省」について明記します。</p> <p><反映例> 1-1 構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。 【具体的な取組内容等】 作業事故防止に向けたスローガンを掲げる等の団体独自の活動の実施や、林野庁、厚生労働省、都道府県（以下「行政機関」という。）、林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「林災防」という。）等が作成したパンフレット等の啓発資料の紹介、構成員を参集する会議等における専門家の講演等実施しましょう。</p>	吉田委員